

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程
◇告示 土地の公用廃止

身分証票の無効
土地改良事業計画の縦覧
土地改良区役員の退任及び就任
使用料の額の減額
◇正誤 昭和三十年八月二十三日鳥取県告示第三百九十七号中訂正

訓令

鳥取県訓令第二十一号

甲 府 中 一 般
類 附 属 機 関

鳥取県職員勤務評定規程を次のように定める。
昭和三十年八月二十六日
地方機関

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県職員勤務評定規程

(目的)

第一条 この規程は、職員の職務について勤務成績の評定を統一的行つてその記録を作成し、これを公正な人事運用の基礎資料となし、もつて事務能率の發揮及び増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 「勤務評定」とは、職員が割り当てられた職務と、責任を遂行した実績並びに職務に関連して見られた職員の能力及び適性を、この規程に定める手続により評定することをいう。

(適用範囲)

第三条 この規程の適用を受ける職員の範囲は知事の事務部局に属する職員で、鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)に定める職員及び臨時職員とする。但し次の職員は評定を受けないものとする。

- 一 部長及び知事公室長

二 地方事務所長

三 東京事務所長及び大阪事務所長

四 中央病院長

(勤務評定の種類と時期)

第四条 勤務評定は、定期評定及び特別評定の二種とする。

2 定期評定は、毎年一回十月一日現在で前年十月一日から一箇年の期間について実施するものとする。

3 前項の評定は、評定者と評定を受ける者との間に監督関係が発生した日から、引き続き三月を経過しない職員、及び病気その他の理由により、公正な評定を行うことができないと認められる職員については実施しない。

4 特別評定は、次に掲げる場合に実施する。

- 一 条件附採用期間中の職員が当該期間開始の日から五月を経過した場合
- 二 前項の規定により定期評定を実施しなかつた職員について、その理由が消滅した場合

三 その他特に必要と認められた場合

(評定者)

第五条 評定者は、第一次評定者及び第二次評定者とし、その区分は、別表のとおりとする。但し、評定者に事故のある場合は、評定審査者が指定する者とする。

2 評定者の職務は、次のとおりとする。

- 一 職員の職務を常に観察、指導し適切な措置を怠らないこと。
- 二 勤務成績について公正で責任ある評定を行いその記録を作成すること。

(調整者)

第六条 部長、知事公室長、地方事務所長及び県税事務所長は、課員及び局員の評定について不均衡があると認めるときは、これを調整するものとする。

(評定審査者)

第七条 評定審査者は、総務部長とする。

2 評定審査者は、評定を審査し、適当と認めるときはこれを確認し、誤りを発見し又は疑義を生じたときは、

評定者の意見を聞き、これを是正させることができる。

(評定の方法)

第八条 評定は、別記「勤務評定実施要領」により行う。

(評定の確定)

第九条 評定は、評定審査者が確認することにより確定する。

(評定記録の効力)

第十条 定期評定又は特別評定の記録は、原則として、新たに定期評定又は特別評定が行われるまでの間は、その記録が作成された以後における当該職員の勤務成績を示すものとみなす。

(評定記録の取扱)

第十一条 勤務評定の記録は公開しない。

(雑則)

第十二条 この規程に定めるものの外勤務評定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和三十年九月一日から施行し、昭和二十九年十月一日から適用する。

d 職員の勤務実績が職務遂行の基準に比してやや劣っている。

e 職員の勤務実績が職務遂行の基準に比して劣つてゐる。

右の職務遂行の基準とは、各評定要素について評定要素表（別表第五）に示す着眼点に基づき、各評定者が一般的に職員に期待する職務遂行上の要求度をいう。

3 第一次評定者は2によつて評定を行い、勤務実績評定表の希望点の枠の範囲内で希望点を決定し、その平均点と七〇点との差（小数点以下四捨五入）を、各職員の希望点に一率に加え、又は減じて調整原点欄に記入する。但し、被評定者の数が四人以下の場合には、希望点のみを記入し、調整原点は記入しない。

4 第二次評定者は、第一次評定者が提出した評定票に第一次評定者と意見を異にする評定があれば赤インクで記入して、これに基づき調整得点を算出し、これの平均点と七〇点との差を、各職員の調整得点に一

率に加え又は減じて評定得点を記入する。但し、第一次評定者が調整原点を記入していないときは、他の第一次評定者の分と併せて第二次評定者が調整原点を記入する。

5 勤務実績評定票の記入は、3、4による外、勤務実績評定票記入要領による。

五 勤務実績報告書による評定は次の要領による。

1 勤務実績報告書は、職員の能力、勤務状況あるいは本人の希望等の実態を把握して、職員の配置、指導等の指針とするものであるから、記入は平易な字句を使用し、ありのままを簡単に記入するように努めなければならない。

2 報告書は、本人申告欄を職員に記入させ、ついで第一次評定者及び第二次評定者の順に記入する。

六 職員性行調書は、職員の性行を浮彫するものであつて、列記された評語のうち職員の性行を最もよく表現していると思われる評語に第一次評定者及び第二次評定者が記入するものとする。

七 勤務実績評定票、勤務成績報告書及び職員性行調書の記入を終つたならば、最終評定者は勤務評定結果報告書（別表第六）を附して評定審査者に提出するものとする。

八 評定資料は、評定審査者の確認を経て人事課長が保管し公開しない。

(別表第二) 定期評定
 特別評定

勤務成績報告書

主管部長 確認印 | 評定審査者 確認印 | 整理番号 | 枚中 番

課所、係名		第一次評定者氏名印		本人申告欄 (青インクでていねいに書く)						
職名	氏名	年月日生		最終学歴						
性別 男 女	職務		第二次評定者氏名印	資格又は特 技	勤務年数	年	月			
級号	級号	内容		仕事について、あるいは仕事に関連する他の事項について特に研究をし又は興味をもっている事項						
最も優れている評定要素		評定得点		異 動 歴	順 序	前 回	前々回			
最も劣っている評定要素				期 間			それ以前			
勤務成績についての意見				職 務 内 容						
現対適 在す他 の 仕 適 事 性 事 に 及 の 否	非常に適 性がある	普通で ある	やや適性 を欠く	殆ど適性 がない	(1) 仕事に関する希望 <input type="checkbox"/> 特に希望はない <input type="checkbox"/> 現在の仕事を引き続きやりたい <input type="checkbox"/> できれば次の仕事に变りたい (第一希望) (第二希望) (第三希望)					
指 導 録	研修長期講習その他能力向上のため特に行つた措置			(2) 勤務地に関する希望 <input type="checkbox"/> 現勤務地を離れられない <input type="checkbox"/> できれば現勤務地を離れたくない <input type="checkbox"/> 場合によっては転勤してもよい <input type="checkbox"/> どこへ転勤してもよい <input type="checkbox"/> 次の場所に転勤したい (第一希望) (第二希望) (第三希望)						
特 事 記 項	業務上の善行又は非行の事実その他勤務成績につき参考となる事項			(3) その他職務に関連するすべての事項について上司あるいはその他に希望する事項を記入すること。						
必 要 と 認 め る 措 置	特別な措置を要しない	事務分担をかえる	出勤状況	家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	年 令	職 業 其 他	健 康 状 況 総じて <input type="checkbox"/> 頑健 <input type="checkbox"/> やや不健康 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 不健康	
	仕事のやり方を特に指導する	配置換を要する	欠勤 日							現住所 昭和 年 月 日 氏 名 印
	執務を通じ短所をきより正する	その他(表彰その 他人事異 動等)	欠勤の内容							
	計画的研修を行う		遅刻早退							
	上記の具体的内容		回 時間							
			(評定期間中)							

勤務成績報告書記載注意

1. 本人申告欄は職員が評定日現在で記入するものとし、欄は該当事項に✓を附す。
2. 本人申告欄以外は第一次評定者及び第二次評定者が記入する。答の書いてある事項については該当事項の左頭にそれぞれ印を附す。
3. 第一次評定者の記入は青インクとし、第二次評定者の記入は赤インクとする。
4. 欠勤日数は年次有給休暇は含めないものとする。

(別表第三) 職員性行調書

積極面の評語

氣質	快活 冷靜 活潑 堅実 着実 大胆 勇敢 果斷 根氣 忍耐 慎重
	細心 謙虛 実直 りちぎ 正直 沈着 献身 温厚 親切 節制 公正
	卒直 能弁 寡黙 武骨 柔軟 従順 気品 礼節 敏感 素直 博愛 は気 質素 儉約 淡白 聰明 才気 ち密 潔癖 愛想 ユーモア おろよろ きちよろめん きまじめ 不屈 融通性

傾性	名誉心 知識欲 犠牲心 道德心 自制心 審美心 整とん心 義務感 同情心 人望 ていねい
----	---

消極面の評語

憂うつ おく病 涙もろい 不機嫌 移り気 過敏 はにかむ癖 物を気にする癖
不安感の状態 無とん着 冷淡 残酷 無慈悲 おこりやすい 執よう
横着 おしやべり 落ち着きなし せつから 軽卒 人ざらい 鈍じゆう なま
け 無精 飽きやすい 放らつ ふしだら 放とり 浪費 ぞんざい 優柔
く図 りんしよく 酒癖悪し 無愛想 つむじ曲り とつぴ 反沈的 わがまま
ごうまん けんか好き 優越感 劣等感 引込思案 狂信的 せんとろ的 虚栄
しつと深い さいぎ的 軽はく 無作法 こうかつ 不正直 非常識 借金癖
金銭上公私不分明

執務態度	信念的 野心的 統率の 追従的 妥協的 理論的 直観的 理想家的
	實際的 社交的 孤立的 活動的 思索的 進取的 固執的 独創的
	懷疑的 常識的 計画的 規律的

その他善悪にか
かわらず気がつ
いた点

- 注意事項
- 上記の評語の中で、あなたが評定する職員について、確かにそうだと思当
る項目の下に線を引いて下さい。(第一次評定者は青インク、第二次評定者
は赤インクとする。)
 - 特に重要だと思われる項目の下には二本線を引いて下さい。
 - 評語には必要に応じ「やや」とか「大体」とかの修飾語をつけて下さい。

(別表第四) 評 定 要 素 群 表

順 位	軽 重	X-1-A X-1-B X-1-C	X-2	X-3	X-4	Y-1	Y-2	Y-3
1	◎	仕事の正確さ	仕事の正確さ	責任感	責任感	責任感	責任感	責任感
2	◎	勤 勉 さ	技 術	責任感	責任感	統 率	統 率	技 術
3	○	責 任 感	責 任 感	知 識	技 術	知 識	技 術	研 究 心
4	○	規 律 性	規 律 性	規 律 性	規 律 性	企 画 断	企 画 断	判 断
5	○	仕事の速さ	規 切 性	勤 勉 さ	勤 勉 さ	判 断	判 断	決 断
6	○	積 極 性	積 極 性	積 極 性	積 極 性	指 導	指 導	積 極 性
7	△	応 対	持 久 性	積 極 性	積 極 性	規 律 性	規 律 性	積 極 性
8	△	理 解	注 意	判 断	判 断	決 断	決 断	協 調 性
9	△	知 識	機 敏 さ	協 調 性	協 調 性	協 調 性	協 調 性	規 律 性
10	△	整理整とん	研 究 心	規 切 性	研 究 心	交 渉	交 渉	応 用

注 被監督的下級職員については、次の区分によりそれぞれ別紙に記入する。
 X-1-A 臨時職員 X-1-B 小使、運転手、守衛、交換手、マイピスト（職種ごとに別紙とする。）
 X-1-C 以上の他の職員

適用範囲	被監督の下級職員(雇、その他)	看護助保教 護健康婦孺母母	被監督の一般事務職員(三級事務員)	被監督の一般技術職員(二級、三級技術指導員)	被監督の一般事務職員(係長、課長)	被監督の一般技術職員(係長、課長)	医師、歯科医師、養育士の技術職員
適用範囲							

(別表第五) 評 定 要 素 表

評定要素名	着 眼 点
仕事の正確さ	仕事にあやまりはないか。
統 率	自己の監督の下にある者をよく統率したか。
勤 勉 さ	仕事にうむことなぐ努力したか。
技 術	仕事に必要な技術をもっていたか。
知 識	仕事に必要な知識をもっていたか。
責 任 感	自己または部下の行為に対する責任感は強かつたか。
規 律	上司の命令や定められた規則などに従ったか。
仕事の速さ	仕事を行う速度は速かつたか。
企 画	与えられた目的を達成するために、その手続方法、組織などを効果的に計画したか。
積 極 性	仕事を積極的に遂行したか。
応 対	公衆又は他の職員との応対はよかつたか。
判 断	正しい判断をすみやかに下したか。
理 解	仕事に必要な事項を正しく早く理解したか。
注 意	仕事に対して細かい注意を払ったか。
研 究 心	常に研究的であつたか。

告示

鳥取県告示第四百二号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 八頭郡八東村大字鍛冶屋字屋敷九四番地先から九九番地先まで
 - 農道 十四坪七合二勺
- (関係図面は県土木部管理課に保管)

鳥取県告示第四百三号

次の土地はその公用を廃止する。

証票種別

番号

交付年月日

盗難にかかった年月日

所 属

氏 名

徴税吏員証

一一〇

昭和二十九年五月二十日

昭和三十年八月六日

西部県税事務所

事務吏員 福岡 昇

果税滞納者財産差押証

一一〇

〃

〃

〃

〃

昭和三十年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 東伯郡関金町大字山口一、四〇八の一及び一、四〇六番地先
 - 旧道路敷地 二十七坪三合六勺
- (関係図面は県土木部管理課に保管する)

鳥取県告示第四百四号

次の証票は盗難にかかった旨の届出があつたから事故發生の日以降これを無効とする。

昭和三十年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、荘田土地改良区及び溝口谷川土地改良区から土地改良事業計画を変更することについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業変更計画書の写
- 二 縦覧の期間
昭和三十年八月二十七日から同年九月十五日まで
- 三 縦覧の場所
西伯郡高麗村役場
日野郡溝口町役場
- 四 異議の申立
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ

るときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 退任した役員の名及び住所
鳥取市吉岡温泉町土地改良区
- 監 事 村上平太郎 鳥取市吉岡温泉町
- 〃 沢田 勝 〃
- 船岡町馬場井手土地改良区
- 理 事 山根 賀夫 八頭郡船岡町大字殿
- 〃 山本 喜信 〃
- 〃 浜田 為典 〃
- 〃 山本幾五郎 〃

理	事	黒田 包美	米子市今在家
理	事	藤井万治郎	西伯郡春日村大字赤井手
理	事	後藤 專吉	大高村大字尾高
理	事	高塚 繁徳	米子 二本木
理	事	富田勘三郎	蚊屋
理	事	持田 亀一	西伯郡大高村大字下郷
理	事	進 三千	大和村大字佐陀
理	事	松永 孟敦	
理	事	坂本 賢願	日吉津村大字日吉津
理	事	山内 英明	
理	事	大谷麻太郎	

富山常太郎 大字富吉
 土井 犬雄 春日村大字赤井手
 就任した役員の氏名及び住所
 鳥取市吉岡温泉町土地改良区
 監事 村上平太郎 鳥取市吉岡温泉町
 沢田 勝
 船岡町馬場井手土地改良区
 理事 山根 賀夫 八頭郡船岡町大字殿
 山本 喜信
 松本 一
 山本時次郎
 山本 信次
 山本 幾五郎
 山本 平一
 山本 武夫
 浜田 為典
 石井 良一
 吉崎井手土地改良区

理	事	黒田 包美	米子市今在家
理	事	中本 正治	西伯郡大高村大字尾高
理	事	中村 久寿	米子市二本木
理	事	後田 春光	
理	事	進 三千	西伯郡大和村大字佐陀
理	事	松永 孟敦	
理	事	坂本 賢願	日吉津村大字日吉津
理	事	長門 範治	春日村大字赤井手
理	事	藤井万治郎	
理	事	山内 英明	日吉津村大字日吉津
理	事	山口 利治	
理	事	富山常太郎	
理	事	富田勘三郎	米子市蚊屋

鳥取県告示第四百七号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により同条例第二条に規定する使用料の額を、昭和三十

十年九月一日から同年同月七日までの間次のとおり減額する。

昭和三十年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂
梅毒血清反応検査料 五十円

正 誤

昭和三十年八月二十三日鳥取県告示第三百九十七号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正
1 下 16 委員に任員に任命 委員に任命